# 平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

| 整理番号 | 6 － 3 |
|---|---|

## 1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務事業名 | 地域包括支援センター運営事業① | | | | | |
| 評価者 | 担当課名 | | 地域包括支援センター | 担当係名 | | 介護予防係 |
| | 管理職 | 職名 | 所長 | 作成者 | 職名 | 係長 |
| | | 氏名 | 淡路　至尊 | | 氏名 | 河原真由美 |
| 事業の概要 | 高齢者、障がい者等生活支援が必要な町民に対し、総合的な相談を受け、住み慣れた場所でその方らしく生活できるような包括的、継続的支援を行うことを目的とする。 | | | | | |

| 全体計画 | /単年度繰返 |
|---|---|
| （平成 20 年度～ 24 年度） | |
| 事業費 国・道支出金 | 千円 |
| 地方債 | 千円 |
| その他 | 13,870 千円 |
| 一般財源 | 千円 |
| 事業費計 | 13,870 千円 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施方法 | ■ 直営 | | 民間委託 | | その他（　　） | |
| 第 5 期 総合計画（前期） | ■ 登載事業 | | 非登載事業 | 優先度 | B | |
| 事業の位置付け | 政策目標 | 2 | ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～ | | | |
| | 基本施策 | 7 | 高齢者支援の充実 | | | |
| | 単位施策 | 2 | 生活支援の充実 | | | |
| | 事務事業の種類 | ■ 自治事務 | | 法定受託事務 | | |
| | その他計画・根拠等 | 介護保険法　第5期高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画 | | | | |

| 事業費 | 実施年度 | 20年度（実績） | 21年度（実績） | 22年度(実績) | 23年度(見込) | 24年度(計画) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国・道支出金 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 地方債 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | その他財源 | 1,966 千円 | 439 千円 | 1,370 千円 | 1,690 千円 | 1,900 千円 |
| | 雄武町負担額（一般財源） | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 合計 | 1,966 千円 | 439 千円 | 1,370 千円 | 1,690 千円 | 1,900 千円 |

## 2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 【誰、何が（対象）】 | 町民 | 望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標） | | |
| 【抱える課題やニーズは】 | 加齢や障がいから生活に支障が出る恐れがある。 | 相談件数 | | |
| | | 指標（指標計算式／解説） | 目標値及び実績値 | |
| 【どのような状態になることを目指したのか（意図）】 | 介護予防や生活の質の向上を目指す。 | ① 件数では単純に評価できないが、介護予防に資する働きかけのひとつとする。 | 目標年度 | 22年度 |
| | | | 目標値 | 550 件 |
| | | | 実績値 | 1101 件 |
| | | | 達成度 | 200.2 % |
| 【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的 | 要介護者の減少及び悪化の予防生活の質の向上。 | ② | 目標年度 | |
| | | | 目標値 | |
| | | | 実績値 | |
| | | | 達成度 | % |

| 内容（どのような手段で何を行ったか） | |
|---|---|
| 総合相談業務 | 本人・家族、病院・医院等からの相談及び当センターからの実態把握訪問等実施。生活状況全般のアセスメントに基づき必要な支援の方法を検討している。 |
| 介護予防事業 | 上記相談におけるアセスメントの結果、介護になる恐れの高い方に対し介護予防に資する介護予防計画の作成等を実施。 |
| 関係機関連絡 | 対象者の生活に係る関係機関に対し、連絡調整などを行い対象者にとって、相談先が一か所となるような支援を実施。 |

## 3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

| | | |
|---|---|---|
| 必要<br>必要／概ね必要／課題あり | ■義務的なもの<br>■全部<br>□一部 | 介護保険法に基づき市町村の設置が義務づけられている。（委託は可） |

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

| | | |
|---|---|---|
| 有効<br>有効／概ね有効／課題あり | 設定した目標値の達成状況<br>■達成<br>□ほぼ達成<br>□下回る | 相談件数の増加など町民にとっての相談先としての理解されている。 |

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

| | | |
|---|---|---|
| 効率的<br>効率的／概ね効率的／課題あり | 判断の理由<br>■事業費抑制<br>□人員削減<br>□時間短縮・作業軽減<br>□その他 | 事業内容の特性上、費用対効果の視点は難しいが施設管理、事務経費などの節減は十分に行うことができている。 |

(4)事務事業の公平性

| | | |
|---|---|---|
| 公平<br>公平／概ね公平／公平でない | 判断の理由<br>□受益者負担がある<br>■受益者負担がない<br>□受益が一部に偏る<br>□その他 | 介護保険法地域支援事業としての1号被保険者負担はあるが、直接的な負担は生じない。介護予防に向けた取り組みは全町民にとって大切であり、また介護になるおそれの高い方に対してかかわることは必要性に応じた対応であるため公平であると考える。 |

## 4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

| 自己評価（一次評価） | 評価会議評価（二次評価） | 町長評価（三次評価） |
|---|---|---|
| A | | |
| 法的根拠もあるが、市町村として高齢者や障害者の総合相談の場は必要。今後も相談件数だけでなく生活の質の向上、人権擁護など住み慣れた場での生活が継続できる支援対応は必要である。 | | |

今後の展開方向
（Action）

| | | |
|---|---|---|
| 継続／現状維持 | | |
| 介護保険法、老人福祉法の改正などが生じない限り市町村として設置は必要であり、専門職人員配置も必要である。高齢者の増加、家族単位の変化などが想定されることから名称や形が変わっても何らかの生活支援の必要性が高い状況が継続されると判断する。 | | |

○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

## 5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）